



撓 ま す 屈 せ ず がんばろ う 釜 石 !

鵜住居地区

発行:平成25年10月
発行元:釜石市復興推進本部

復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

鵜住居地区における土地区画整理事業のスケジュールの見直しや、防潮堤・水門事業進捗等を説明し、参加者の皆様と意見交換を行いました。

開催 開催日:平成25年9月28日(土) 時間:18:30~20:30
概要 場所:仮設鵜住居小学校 体育館 参加人数:100人



土地区画整理事業スケジュールの見直しについて

これまでのスケジュール案では、平成25年9月末頃に予定していた仮換地指定*を平成26年の3月末頃と見直しました。変更理由としては、仮換地指定を行うにあたり、地権者の皆様に対する仮換地設計案の供覧(説明)の期間を約3ヶ月設けることとしたこと、また、公共公益施設の配置計画等に時間を要したことによります。

この見直しにより、起工承諾(皆様の土地の盛土・造成工事を行うことへの承諾)をいただき、新たに仮換地設計案の供覧を行い、3月に仮換地の指定を行う予定ですが、全体の工事スケジュールには影響を与えないよう、工事着手時期(平成25年度下期)は変わらないよう対応していきます。

「起工承諾」(工事の施工の承諾)について

起工承諾とは、仮換地指定前に、盛土などに着手するため、対象となる土地をお持ちの地権者の方に工事の施工の承諾をいただくものです。

一日でも早く工事に着手し、早期の復興を行うため、土地をお持ちの皆様に起工承諾をいただく予定です。

また、工事を円滑に進めるため、皆様の土地に残された存置物についても撤去の承諾をいただきたいと考えています。

起工承諾書について、すでに郵送させていただきましたが、早期返信へのご協力をよろしくお願ひいたします。

土地区画整理事業の進捗について

平成24年11月に都市計画決定、平成25年3月に事業計画の認可を受け、同年6月に土地区画整理審議会の委員(10名)を決定しました。その後、7月に意向調査を実施し、あわせて工事施工者の決定手続きを開始しました。

10月末頃を目標に鵜住居地区の詳細設計業者、工事施工業者を決定し、本格的な土地の造成、かさ上げ工事等を進めて行く予定です。

現在、鵜住居駅の北西区域において、土砂の仮置きを実施しており、今後も起工承諾をいただいた土地について平成25年度下期から土砂の搬入等に着手していきます。

また、減歩(げんぶ)緩和用地*の買取り予定面積を上回る売却意向があり、調整を行っております。10月から順次、買取り価格と今後の手続きについて、対象となった方々にお知らせしていく予定です。

土地区画整理事業スケジュール



【別添資料5ページ】



【別添資料10ページ】

*仮換地指定:地権者の方々に対して、将来換地される予定の土地の位置や範囲を指定するものです。

*減歩緩和用地:減歩率を低くするために、公共施設用地として必要な広さ分の用地を市が先行して買取る用地のことです。



防潮堤・水門整備について（岩手県）

鵜住居水門工事は、現在、内側の水を抜いて工事が出来るように作業をしているところです。水門全体の工事は、平成26年3月末を目標に契約の手続きをしています。

片岸海岸の損傷した防波堤の工事は、予定通り9月に工事業者と契約しました。他の仮防潮堤の工事は用地取得が進み次第、発注してまいります。

このような意見をいただきました



住宅再建意向調査速報値（平成25年9月26日時点）

- ・災害公営住宅希望：64世帯
- ・木造戸建住宅希望：23世帯
- ・自力再建：198世帯
- ・市内転居：62世帯
- ・市外転出：41世帯

※未提出の方もいらっしゃるので、今後、数字が変わることもございます。

- 供覧の説明をしてほしい。

供覧とは、地権者の新しい土地の位置、面積、形状を仮換地指定に先立ち、地権者の方に説明することです。

供覧の方法については、今後検討していく予定です。

- 供覧を行う前に起工承諾をとるのはなぜか。

撤去のできない残置物の撤去や土の搬入を換地設計と同時に並行で行い、早期に造成工事を実施できるようにするためです。

- 小学校や中学校予定地にある土地は、どこに換地する予定か。

換地設計においてはつきりと決まりますが、基本的に45号沿いに土地があった場合は45号沿いに、その裏側に土地があった場合はその近くに換地する方針です。

- 仮換地の指定を受けた後には、個人の負担で造成を行えば住宅を建てることができるのか。

道路や給排水などの工事も必要となり、個人で造成することだけで建物を建てられません。

- 事業が終了する平成30年まで何も建てることができないのか。

造成後、道路や給排水などが完成したところからブロックごとに使用収益の開始（土地を使うことができるようになること）という形で告示します。

その後、建物は建てられるようになりますので、平成30年まで何も建てられない訳ではありません。



- 補償金というのは、どういう案件があるか。

例えば、建物の移転が必要な場合に支払う移転補償があります。

- 国、県、市は自立再建の各種補助金を平成30年まで用意しているのか。

国の支援金制度が既に平成30年まで延長となっていますので、県の補助金がそれに準じて延長となるよう要望していきます。

仮換地指定については、仮換地設計の供覧を通じ、丁寧に説明していきたいと思います。
1日も早く工事を完成させたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。



復興計画の事業進捗等については復興新聞や市のホームページでも公開しています。
あわせてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部

TEL: 0193-22-2111(内線192)
FAX: 0193-22-9505